

田代幼稚園園則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この幼稚園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条および第78条の規定により幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(名 称)

第2条 この幼稚園は、田代幼稚園とする。

(位 置)

第3条 この幼稚園の位置は、鹿児島県肝属郡錦江町田代川原280の1番地に置く。

第2章 教育年限、収容定員、教職員組織および教育内容

(教育年限等)

第4条 この幼稚園に入園できる幼児は、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(学級編成及び収容定員)

第5条 この幼稚園の教育年限は、1年、2年および3年とし、組別および収容定員は、2学級、70人とする。

(教職員組織)

第6条 この幼稚園に次の職員をおく。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 園 長 | 1 人 |
| (2) 副園長（兼務可） | 1 人 |
| (3) 教 諭 | 1 人以上 |
| (4) 園医、園歯科医、園薬剤師 | 各 1 人 |
| (5) その他（兼務可） | 1 人以上 |

○園長は園務を総括し、所属職員を指揮監督する。

○副園長は園長を補佐し、事務を兼務する。

○教諭は幼児の教育を掌る。

○園医、園歯科医、園薬剤師は幼児の健康管理にあたる。

(教育内容)

第7条 本園の保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等をする。

第3章 教育日時数、学期および休園日

(教育日時数)

第8条 1日の教育時数は4時間を標準とする。

(学期)

第9条 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休園日)

第10条 この幼稚園の休園日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏休み 7月20日から8月31日まで

(4) 冬休み 12月25日から1月7日まで

(5) 春休み 3月20日から4月6日まで

○但し、休業日等預かり保育を実施します。

第4章 入園、休園、退園、修了および表彰

(入園申込)

第11条 入園しようとする幼児の保護者は、入園申込書を園長に提出しなければならない。

(入園許可)

第12条 入園を許可された幼児の保護者は、入園の際入園料を園長に納付しなければならない。

(休園および退園)

第13条 休園および退園しようとするときは、幼児の保護者から園長にその旨届け出なければならない。

(修了)

第14条 本園所定の教育課程を修了した幼児には、修了証書を授与する。

(表彰)

第15条 心身の発達著しく、他の模範となる幼児はこれを表彰することがある。

第5章 入園料、保育料その他の経費

(経費)

第16条 入園料、保育料、その他の経費は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 入園料 | 5,000円 |
| (2) 保育料 | 月 25,000円 |
| (3) 特定利用料 | 年額15,000円(4,10,1月に5,000円) |
| (4) 預かり保育料 | 日 450円 |
| (5) 給食費 | 月 4,500円 |

2 在籍幼児の保護者は、当該幼児の出席の有無にかかわらず、前項第3項から第5項までの経費を毎月20日までにその月分を園長に納付しなければならない。

第17条 既納の入園料、保育料等はいかなる理由があっても返還しない。

第18条 入園料、保育料、その他の経費は保護者の事情に応じ減免することがある。

第19条 1家庭より2人以上就園する場合、下の子については保育料を減免することがある。

第20条 この園則の実施について必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この園則は、令和元年10月1日から施行する。